



『トーマツ チャイナ ニュース』

連載

～中国企業会計準則シリーズ～ 第38回 1株当たり利益

中国室

1. はじめに

今回は、「企業会計準則第34号-1株当たり利益」(以下、「34号準則」)を解説します。

34号準則は、総則、基本的1株当たり利益、希薄化後1株当たり利益、表示の4章から構成されています。他の企業会計準則とは異なり、34号準則

は普通株式又は潜在普通株式が公開取引されている企業又はその過程にある企業に対してのみ適用され、外商投資企業には通常適用されません。34号準則は、基本的には国際財務報告基準(IFRS)の考え方を踏襲した内容となっていますが、下記の差異が存在します。

2. 国際財務報告基準(IFRS)との比較

	新企業会計準則	IFRS
算定式の分子における当期純損益の範囲	普通株主に帰属する当期純利益のみ。	普通株主に帰属する純損益のほか、継続事業からの純損益が表示されている場合には、普通株主に帰属する継続企業からの純損益も対象となります。

3. 用語の定義

以下では、1株当たり利益に関連する用語の定義を示します。

潜在普通株式	報告期間又は将来の会計期間において、その保有者に普通株式を取得する権利を与える金融商品又はその他の契約を指します。具体例としては、転換可能社債、ワラント及びストックオプションが挙げられます。
希薄化効果を有する潜在普通株式	当期に仮に普通株式へ転換すれば1株当たり利益を減少させる普通株式を指します。

4. 基本的1株当たり利益

基本的1株当たり利益の算定方法は、34号準則第4条及び第5条において、以下の算式の通り定められています。発行済普通株式の加重平均株式数の算定に当たっては、発行済期間、報告期間及び買戻

済期間に応じた期間按分が必要となります。期間按分は、日割で行うのが原則ですが、計算結果の合理性に影響を与えない限り、月割で行うことも認められています。

$$\text{基本的1株当たり利益} = \frac{\text{普通株主に帰属する当期純利益}}{\text{発行済普通株式の加重平均株式数}}$$

$$\begin{aligned} \text{発行済普通株式の加重平均株式数} &= \frac{\text{期首における発行済普通株式数}}{\text{発行済期間}} + \frac{\text{当期に新規発行した普通株式数}}{\text{報告期間}} \times \frac{\text{発行済期間}}{\text{報告期間}} \\ &\quad - \frac{\text{当期に買戻した普通株式数}}{\text{買戻済期間}} \times \frac{\text{買戻済期間}}{\text{報告期間}} \end{aligned}$$

5. 希薄化後1株当たり利益

転換可能社債やワラント及びオプションを発行しているなど希薄化効果を有する潜在普通株式が存在する場合には、希薄化後1株当たり利益を計算しなければなりません。希薄化後1株当たり利益は、基本的1株当たり利益の算定に用いた普通株主に帰属

する当期純利益及び発行済普通株式の加重平均株式数をそれぞれ調整することにより算定されます。転換可能社債並びにワラント及びストックオプションが存在する場合の希薄化後1株当たり利益の計算式は以下の通りです。

(1) 転換可能社債

$$\text{希薄化後1株当たり利益} = \frac{\text{普通株主に帰属する当期純利益} + \text{利息調整額 (注1)}}{\text{発行済普通株式の加重平均株式数} + \text{転換による株式増加数 (注2)}}$$

(注1) 当期に転換可能社債の費用として認識された利息等の税引後の金額

(注2) 過年度に発行された転換可能社債については期首に、期中に発行されたものについては発行日にそれぞれ普通株式に転換されたと仮定した場合の普通株式増加数の加重平均

(2) ワラント及びストックオプション

ワラント及びストックオプションの権利行使価格が希薄化効果を有するのは、期中の普通株式の平均市場価格を下回る場合です。この場合、希薄化後1株当たり利益は下記のように算定されます。

$$\text{希薄化後1株当たり利益} = \frac{\text{普通株主に帰属する当期純利益}}{\text{発行済普通株式の加重平均株式数} + \text{行使による株式増加数 (注1)}}$$

$$\text{行使による株式増加数} = \frac{\text{権利行使時に増加する株式数}}{\text{権利行使価格}} \times \frac{\text{権利行使時に増加する株式数}}{\text{期中の普通株式の平均価格 (注2)}}$$

(注1) 期中に発行された場合には期間投分を行う

(注2) 通常は週次又は月次の株価の単純平均。株価の変動が大きい場合には、週次又は月次の最高値と最安値の平均値を用いることも可能。

6. 表示

34号準則の適用対象となる企業は、損益計算書において、基本的1株当たり利益と希薄化後1株当たり利益を開示しなければなりません。また、注記において、以下の1株当たり利益に関する情報もあわせて開示する必要があります。

- (1) 基本的1株当たり利益及び希薄化後1株当たり利益の計算式における分子、分母の計算過程。
- (2) 報告期間には希薄化効果を有していないが、将来の会計期間に希薄化効果を有する可能性がある潜在普通株式。
- (3) 貸借対照表日以後財務諸表の公表が承認される日までの期間に、企業の発行済普通株式数又は潜在普通株式数に生じた重大な変

化の状況。

なお、株式配当、株式分割又は株式併合のように、所有者持分の総額には影響を及ぼしませんが、発行済普通株式数又は潜在普通株式数の増減が発生する場合には、調整後の株式数に基づき各報告期間の1株当たり利益を再計算しなければなりません。この株式数の変動が後発事象、すなわち貸借対照表日以後財務諸表の公表が承認されるまでの期間に発生した場合でも、各報告期間の1株当たり利益は調整後の株式数に基づき再計算を行わなければならない点に注意が必要です。

以上

「トーマツ メールマガジン/トーマツ チャイナ ニュース」の配信をご希望の方は
<http://www.tohmatsu.com/jp/mm/> よりお申し込みください。

『トーマツ チャイナ ニュース』のお問合せ先：

有限責任監査法人トーマツ 中国室

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-3-1 新東京ビル

TEL : 03-6213-1075 FAX : 03-6213-1045

e-mail : chinanews@tohmatsu.co.jp

※禁無断転載